

村山市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱

改正 平成27年 4月 1日

改正 平成28年 1月 1日

改正 令和 4年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の運転による交通事故の防止を目的に、高齢者が運転免許を自主返納しやすい環境を提供する村山市高齢者運転免許証自主返納支援事業(以下「支援事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 運転免許証の自主返納時に65歳以上の者をいう。
- (2) 運転免許証 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第92条第1項に規定する運転免許証で、有効期間内にあるものをいう。
- (3) 自主返納 法第84条に規定する運転免許について、法第104条の4第1項の規定により山形県公安委員会にその全ての取消しを申請し、同条第2項の規定により当該運転免許の取消しを受け、法第107条の規定により運転免許証を返納することをいう。

(対象者)

第3条 支援事業の対象者は、運転免許証の自主返納時及びこの要綱に定める支援の申請時に住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づいて本市の住民基本台帳に記載されている高齢者で、運転免許証を自主返納した者とする。

(内容)

第4条 市長は、前条に規定する対象者に対して、次の各号に掲げる支援のいずれかを行うものとする。ただし、いずれの支援も対象者1人につき1度限りとする。

- (1) 村山市が運営する市営バスの乗車券30,000円分の交付
- (2) 村山市が運営する乗合タクシーの乗車券30,000円分の交付
- (3) 別表第1に掲げるタクシー事業者のタクシー利用券30,000円の交付
- (4) 別表第2に掲げる事業者が発行する自動車運転免許証返納者一か月定期購入費用30,000円の交付

2 市長は、前項に規定する支援を受けた者で、その支援の決定を受けた日を起算日として5年以上経過した者に対して、申請により次のいずれかの支援を行うものとする。ただし、いずれの支援も対象者1人につき1度限りとする。

- (1) 村山市が運営する乗合タクシーの乗車券20,000円分の交付
- (2) 別表第1に掲げるタクシー事業者のタクシー利用券20,000円分の交付

(申請)

第5条 前条第1項に規定する支援を受けようとする者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の9第4項に規定する通知書（以下「取消通知書」という。）を提示し、申請書（別記様式第1-1号）に当該取消通知書の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請は、取消通知書に記載された取消日を起算日として1年以内に行わなければならない。

3 前条第2項に規定する支援を受けようとする者は、第6条第1項に規定する村山市高齢者運転免許証自主返納被支援者証又は同条第1項に規定する支援を受けていた者であることが確認できる書類等を提示し、申請書（別記様式第1-2号）を市長に提出しなければならない。

(決定)

第6条 市長は、前条第1項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に村山市高齢者運転免許証自主返納支援決定通知書（別記様式第2-1号）及び当該支援を受ける者であることを証する村山市高齢者運転免許証自主返納被支援者証（別記様式第3-1号）を交付し、第4条第1項に規定する支援を行うものとする。

2 市長は、前条第3項に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、申請者に村山市高齢者運転免許証自主返納支援決定通知書（別記様式第2-2号）及び当該支援を受ける者であることを証する村山市高齢者運転免許証自主返納被支援者証（別記様式第3-2号）を交付し、第4条第2項に規定する支援を行うものとする。

(乗車券等の使用)

第7条 第4条に規定する市営バスの乗車券、乗合タクシーの乗車券、タクシーの利用券及びバスの定期を他人に譲渡し、若しくは他人に売買し、又は不正に使用してはならない。

2 第4条第1項第3号及び第2項第2号に規定するタクシー利用券は、この支援事業以外の利用券等と併せて使用することはできない。

3 第4条第1項第2号及び第2項第1項に規定する乗合タクシー乗車券並びに同条第1項第3号及び2項第2号に規定するタクシー利用券は、第6条に規定する支援の決定を受けた日から5年間に限り、有効とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年5月1日から施行し、平成25年4月1日以後に自主返納した者について適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年 1月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年 4月 1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

タクシー事業者等	所在地
株式会社楯岡交通	村山市楯岡新町一丁目10番3号
丸伸建設株式会社	村山市楯山1, 170番地

別表第2（第4条関係）

事業者	所在地
山交バス株式会社	山形市清住町一丁目1番20号

年 月 日

村山市長

あて

申請者 住 所
氏 名
生年月日 大正・昭和 年 月 日
電話番号

村山市高齢者運転免許証自主返納支援申請書

公安委員会に運転免許証の全部を自主返納したので、村山市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 運転免許取消日 令和 年 月 日

2 支援の内容 (申請するものにチェック☑してください。)

- 第4条第1項 市営バス乗車券 (第1号)
 乗合タクシー乗車券 (第2号)
 タクシー利用券 (第3号)
 バス定期 (第4号)

※ 上記支援については、いずれか一つとします。また、第2号及び第3号については、支援決定の日から5年間に限り有効とします。

年 月 日

村山市長

あて

申請者 住 所
氏 名
生年月日 大正・昭和 年 月 日
電話番号
被支援者証の提示がなく、代理申請の場合
代理人 住 所
氏 名
申請者との続柄
電話番号

村山市高齢者運転免許証自主返納支援申請書

村山市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第6条第1項による支援の決定を受けてから5年以上経過し、第4条第2項に規定する支援を受けたいので、第5条第3項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

1 運転免許取消日 平成・令和 年 月 日

2 支援の内容 (申請するものにチェック☑してください。)

第4条第2項 乗合タクシー乗車券 (第1号)

タクシー利用券 (第2号)

※ 上記支援については、いずれか一つとします。また、いずれの支援も、支援決定の日から5年間に限り有効とします。

別記様式第2 - 1号（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

村山市長

印

村山市高齢者運転免許証自主返納支援決定通知書

年 月 日付で申請があった村山市高齢者運転免許証自主返納支援について、下記のとおり決定しましたので、村山市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 決定した支援の内容

別記様式第2 - 2号（第6条関係）

番 号
年 月 日

様

村山市長

印

村山市高齢者運転免許証自主返納支援決定通知書

年 月 日付で申請があった村山市高齢者運転免許証自主返納支援について、下記のとおり決定しましたので、村山市高齢者運転免許証自主返納支援事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

1 決定した支援の内容

別記様式第3 - 1号 (第6条関係)

村山市高齢者運転免許証自主返納支援事業

被支援者証

認定第 号
年 月 日 交付

住 所

氏 名

生年月日

上記の者は、村山市高齢者運転免許証自主返納支援事業の
支援対象者であることを証明する。

村山市長

【注意事項】

- ・本証は、当該事業で交付を受けた乗車券または利用券を使用する際に、必ず携行してください。
- ・本証は、当該事業の関係者から提示を求められた場合に、いつでも提示しなければなりません。
- ・本証は、他人に貸与または譲渡することはできません。

【支援内容】

- ・当該事業において発行する、
「 -No. - 」
※第4条第2項第 号該当分

別記様式第3 - 2号 (第6条関係)

村山市高齢者運転免許証自主返納支援事業

被支援者証

認定第 号
年 月 日 交付

住 所

氏 名

生年月日

上記の者は、村山市高齢者運転免許証自主返納支援事業の
支援対象者であることを証明する。

村山市長

【注意事項】

- ・本証は、当該事業で交付を受けた乗車券または利用券を使用する際に、必ず携行してください。
- ・本証は、当該事業の関係者から提示を求められた場合に、いつでも提示しなければなりません。
- ・本証は、他人に貸与または譲渡することはできません。

【支援内容】

- ・当該事業において発行する、
「 -No.2- 」
※第4条第2項第 号該当分